

行政事業レビューシート (厚生労働省)

予算事業名	保健指導技術高度化支援事業費	事業開始年度	平成18年度	作成責任者		
担当部局庁	健康局	担当課室	総務課保健指導室	保健指導室 勝又浜子		
会計区分	一般会計	上位政策	-			
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	地域保健法第3条	関係する計 画、通知等	「地域保健医療等推進事業の実施について」			
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度 以内)	自治体において、医療制度改革を踏まえた生活習慣病対策の充実・強化や、新たな健康課題に適切に取り組むため、保健師活動や研修等の実態調査に基づいた研修事業を企画・立案・実施し、その研修結果等について評価・検証を行い、保健師の人材育成を担当する者の人材育成能力を向上させ、現任教員体制を構築することにより、保健指導従事者の効果的かつ高度な保健指導技術と知識の向上を図ることを目的とする。					
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	<p>保健指導技術高度化支援事業は、保健指導従事者の高度な保健指導技術等の向上を図るために地方自治体が発行する研修事業の企画・立案及び評価・検証に対して支援を行うほか、保健師の人材育成ガイドラインの作成や、新任保健師の育成事業を支援する。</p> <p>【補助率1/2】</p> <p>【地域保健法第3条…国の責務として、保健師等の地域保健対策に係る人材の資質の向上を規定】</p> <p>①市町村は、当該市町村が行う地域保健対策が円滑に実施できるように、…、人材の確保及び資質の向上に努めなければならない。</p> <p>②都道府県は、当該都道府県が行う地域保健対策が円滑に実施できるように、…、人材の確保及び資質の向上、調査及び研究等に努めるとともに、市町村に対し、前項の責務が十分に果たされるように、その求めに応じ、必要な技術的援助を与えることに努めなければならない。</p> <p>③国は、地域保健に関する情報の収集、整理及び活用並びに地域保健対策に係る人材の養成及び資質の向上に努めるとともに市町村及び都道府県に対し、前2項の責務が十分に果たせるように必要な技術的援助及び財政的援助を与えることに努めなければならない。</p>					
実施状況	12府県					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	101	50	29	72	70
	執行額	10	5	4		
	執行率	9.9	10.0	13.8		
	総事業費(執行ベース)	20	11	8		
自己点検	支出先・ 使途の把握 水準・ 状況	本事業は、交付申請に先駆けて事前協議を行うなど、事業内容の把握等を行っている。 また、事業の実施状況については、事業完了後提出される事業実績報告により把握している。				
	見直しの 余地	平成21年7月に保健師助産師看護師法の一部改正が行われ、本年4月から保健師等の卒後の研修が努力義務化されたことにもない、平成22年度から新たに新任期の保健師に対する育成支援事業や効果的な保健指導の手法を分析及び検討しマニュアル化する事業を追加したところであるが、自治体の要望を踏まえて事業構成及び内容を見直すこととする。				
予算   監視 の 所 見 率 化	<p>一部改善(執行状況を予算要求に反映)</p> <p>保健指導技術高度化支援事業費については、毎年度恒常的に不用が生じており、予算と執行の乖離の要因等を精査し、予算を縮減すべき。</p>					
補 記						

平成21年度

厚生労働省  
4百万円

交付申請書の内容審査、交付決定、補助事業者の指導監督等

【補助】

A. 都道府県  
12府県 4百万円  
(上位10者)

1	岩手県	0.8百万円
2	徳島県	0.7百万円
3	兵庫県	0.6百万円
4	鹿児島県	0.3百万円
5	京都府	0.3百万円
6	富山県	0.3百万円
7	茨城県	0.3百万円
8	福岡県	0.2百万円
9	高知県	0.2百万円
10	滋賀県	0.1百万円

保健指導技術高度化支援事業の実施

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を  
しているかについて補足する)  
(単位:百万円)